

● 道路敷払下げ・交換申請の流れ

(評価委員会の二ヶ月前)

道路敷払下・交換事前協議書

→

回答

→

払下・交換価格諮問申請書

→

道路敷払下・交換申請書

(関係各課から調査意見を徴取)

(払下げ価格の決定、年4回開催予定)

(市議会の三ヶ月前)

(廃止してから法定管理期間二ヶ月)

→ 道路敷廃止申請書

→

市議会・区域変更

→

茅ヶ崎市普通財産等買受申請書

→

契約

→

登記

(市議会は年4回開催(3月・6月・9月・12月))

● 道路敷払下げ・交換の申請提出書類一覧表

【書類名】

【適要】

道路敷払下事前協議書 ———— <当市様式>

- ① 案内図 明細地図等。申請地を赤色で明示。
- ② 公図写 法務局備付の地図。申請地を明示。
- ③ 境界確定図 建設総務課備付の図面。(申請水路敷の含まれるもの)

払下・交換価格諮問申請書 ———— <当市様式>

- ① 案内図 ② 公図写
- ③ 地積測量図 払下げ申請地の面積が特定できるもの。
- ④ 印鑑証明書 最新のもの

道路敷払下・交換申請書 ———— <当市様式>

- ① 案内図 ② 公図写
- ③ 境界確定図 建設総務課備付の図面を基に新規に作成したもの。(下図)
- ④ 地積測量図 登記申請用図面の写し。(有地番地の場合は原本)
- ⑤ 払下げ申請地に隣接する地権者の承諾書 ———— <当市様式>
申請地の隣接土地所有者の承諾書。公図・地積測量図添付のうえ割印し、承諾人の印鑑証明書を添付。承諾人の現在の住所・現所有者が登記簿謄本と異なる場合は、現住所・現所有者までの経緯が証明できるものを添付。法人の場合は、現在事項全部証明書を添付。
- ⑥ 印鑑証明書 申請者及び隣接土地所有者の最新のもの。
- ⑦ 全部事項証明書 申請地の隣接土地(官地含む)及び、申請地と一体で利用する(予定の)土地について最新のもの。
- ⑧ 現在事項全部証明書 申請者が法人の場合のみ必要。最新のもの。
- ⑨ 土地所在図 無地番地の場合に添付(有地番地で筆が長い場合には添付の可能性有り)。
- ⑩ 分筆図 有地番地の場合に添付。

道路敷廃止申請書 ———— <当市様式>

- ① 案内図 ② 公図写
- ③ 廃止路線に隣接する地権者の承諾書 ———— <当市様式>
廃止路線に隣接する土地所有者の承諾書(認印可)。道路敷払下・交換申請書にて承諾をもらっている土地所有者からは不要。承諾人の現在の住所・現所有者が登記簿謄本と異なる場合は、現住所・現所有者までの経緯が証明できるものを添付。法人の場合は、現在事項全部証明書を添付。
- ④ 全部事項証明書 承諾書をもらっている場合のみ添付。

茅ヶ崎市普通財産買受等申請書 ———— <当市様式> 茅ヶ崎市市有財産規則第8号様式(第42条関係)

- ① 案内図 ② 公図写 ③ 地積測量図 ④ 全部事項証明書
- ⑤ 土地所有権移転登記嘱承諾書兼登記原因証明情報託 ———— <当市様式> 交換の場合に添付

1 提出部数は、道路敷払下げ事前協議書は1部、道路敷払下・交換申請書、道路敷廃止申請書及び茅ヶ崎市普通財産買受等申請書は正副の2部です(副本はコピー可)。

2 提出書類の作成にあたり、ご不明な点や疑問が生じた場合には必ず建設総務課担当者に確認のうえ、作成するようお願いします。

3 必要に応じて、上記記載書類以外のものを提出していただくことがありますので、ご了承願います。